

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社の経営と様々な場面でかかわりをもつ株主、取引先、従業員、顧客及び地域社会などの利害関係者(ステークホルダー)との利益を調整しながら、効率的かつ健全な経営を可能とするシステムをいかに構築するかが重要な視点であると認識しております。

また、コーポレート・ガバナンスの充実及び強化のために、当面の重要課題として、経営監督組織の確立、リスクマネジメント体制の強化、コンプライアンスの徹底並びに企業倫理の確立に関する取り組みを行っております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### 【原則1.2. 株主総会における権利行使】

###### 【補充原則1.2.4.】

当社は書面による議決権行使制度を採用しておりますが、例年、行使比率は90%弱の水準となっており、議決権の行使において問題があるとは認識しておりません。現状、電子行使制度および招集通知の英訳につきましては実施しておりませんが、今後につきましては、海外投資家の株主の比率や議決権行使状況等を総合的に判断し、必要と判断され次第導入する考えであります。

###### 【補充原則1.2.5.】

当社は現状、基準日時点において株主名簿に記載又は登録されている株主が議決権を有するものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が自ら株主総会に出席し、議決権の行使等を行うことは原則認めておりません。今後は動向を注視しながら信託銀行と協議し、対応をまいります。

##### 【原則3.1. 情報開示の充実】

###### 【補充原則3.1.2.】

当社は現状、決算短信等の英文開示は実施しておりませんが、今後、海外投資家の株主の比率等を勘案し、必要と判断され次第対応してまいります。

###### 【補充原則4.8.1.】

当社の独立社外取締役は、その豊富な知見を活かして、客観的な立場から取締役会における議論に貢献しております。当社は、現時点では独立社外者のみを構成員とする定期的な会合は開催しておりませんが、今後は、独立社外者要望等を踏まえ、その要否を検討して参ります。

###### 【補充原則4.8.2.】

社外取締役は、取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っており、また、当社の総務部門が補助することで経営陣や監査役又は監査役会と連携が十分図れていると考えているため、「筆頭独立社外取締役」を置く予定はありません。

##### 【原則4.14. 取締役・監査役へのトレーニング】

当社は十分な経験及び知見を有した取締役・監査役が株主総会の決議によって就任していると考えており、現状トレーニングの必要性につきましては認識しておりません。今後は必要に応じトレーニングにかかる費用の支援等について検討してまいります。

###### 【補充原則4.14.1.】

原則4.14に同じ

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 【原則1.4. いわゆる政策保有株式】

当社では、相手企業との長期的・安定的な関係の構築・強化の面から一部企業の上場株式を限定的に保有しております。現在、取締役会で保有の合理性の検討等は実施しておりませんが、今後は、毎年、取締役会において、政策保有株式に関する保有のねらい・合理性等について具体的な説明を行います。議決権の行使に関しましては相手企業との関係強化や、当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資することを確認したうえで行使しております。

##### 【原則1.7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引(取締役の競合取引、取締役会社間の取引等)を行う場合は、取締役会規程に基づき、取締役会で決議しております。また、特別の利害関係を有する取締役は当該議案については議決権を行使できない旨を取締役会規程に定めております。

##### 【原則3.1. 情報開示の充実】

1. 経営理念等につきましては当社ホームページにて開示しております。

<http://www.kusuri-aoki.co.jp/company/index.html>

2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ホームページおよび当コーポレートガバナンス報告書に記載しております。

<http://ir.kusuri-aoki.co.jp/ja/Management/CorporateGovernance.html>

3. 取締役及び監査役の報酬等については、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針は、有価証券報告書等に記載しておりますとおり、株主総会において決議いただいております。取締役及び監査役それぞれの報酬総額の範囲内において、会社の業績や貢献度等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

4. 取締役及び監査役候補の指名及び経営陣幹部の選任を行うに当たっての方針・手続きについては業務経歴、経験、人柄等を考慮して取締役会で決定しており、取締役及び監査役候補に関しましては、株主総会招集ご通知に記載しております。

5. 社外役員については個々の専任理由を株主総会招集ご通知に記載しております。取締役・監査役の選任・指名については、株主総会招集ご通知に略歴等を記載しております。

#### 【原則4.1. 取締役会の役割・責務】

##### 【補充原則4.1.1.】

取締役会は経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務の執行に対する監督を行うこととし、「取締役会規程」において取締役会の決議事項・報告事項を定めております。「取締役会規程」に定めのない事項については、「職務権限規程」に基づき、業務執行取締役、執行役員及び各部門の責任者に決裁権を委ねております。

#### 【原則4.8. 独立社外取締役の有効な活用】

現在、社外取締役は2名で、その内、独立社外取締役は1名であります。社外取締役は取締役会に出席し、有益な意見・質問・発言を行っておりますので、当社の社外取締役としての責務を十分に果たしております。

加えて、社外監査役も2名(内1名は独立社外監査役)おり、取締役会において有益な意見・質問・発言をしておりますので、社外取締役と社外監査役合わせて4名で、十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えております。

今後当社を取り巻く環境が変化することによって、社外取締役を増員する必要がある場合には、候補者の選任を検討いたします。

#### 【原則4.9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役の独立性判断の基準は、東京証券取引所の独立性基準に準じております。

また、当社取締役会は、独立社外取締役については【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】に定める事項を果たすことを考慮し、候補者として選定しております。

#### 【原則4.11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

##### 【補充原則4.11.1.】

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、当社の業務に精通した社内取締役5名と、企業経営者などから、経験・見識・専門性を考慮して社外取締役2名を選任しております。

また、経営の意思決定を迅速且つ効率的なものとするため、取締役は10名以内とすることを定款に定めております。

##### 【補充原則4.11.2.】

当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任において、取締役及び監査役の役割・責務を適切に果たすために必要な時間と労力を十分に確保することができる兼任状況であることを確認しております。また、取締役及び監査役の他社での重要な兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書において毎年開示しております。

##### 【補充原則4.11.3.】

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討事項とします。

#### 【原則4.14. 取締役・監査役トレーニング】

##### 【補充原則4.14.2.】

当社は十分な経験及び知見を有した取締役・監査役が株主総会の決議によって就任していると考えており、現状トレーニングの必要性につきましては認識しておりません。今後は必要に応じトレーニングにかかる費用の支援等について検討してまいります。

#### 【補充原則5.1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では財務担当役員をIR担当役員とし、経営企画課をIR担当部署としております。また、株主との建設的な対話を促進するために、下記の取組みを実施しております。

1. 株主との対話全般については経営企画課が所管しており、IR担当役員が統括をしております。
2. 対話を補助するために、経営企画課が中心となり各部門と連携しながら情報を共有しております。
3. 個別面談以外の対話の手法として、本決算及び第2四半期終了後に機関投資家を対象とした決算説明会を実施しております。
4. 株主との対話における、貴重なご意見、ご指摘につきましては当社幹部会等において共有しております。
5. 株主との対話につきましては、当社において定められている「インサイダー情報管理規程」に則ってインサイダー情報に留意しながら進めております。また、沈黙期間を設定しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社二階堂	4,000,000	12.73
イオン株式会社	3,147,900	10.02
青木 桂生	2,433,600	7.74
青木 保外志	2,078,000	6.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口1、信託口6、信託口5、信託口2、信託口3、信託口9、信託口4、信託口7)	1,824,600	5.80
株式会社ツルハ	1,620,000	5.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,347,400	4.29
青木 宏憲	1,206,000	3.83
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	907,400	2.88
青木 孝憲	900,000	2.86

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
鶴羽 樹	他の会社の出身者										○		
岡田 元也	他の会社の出身者							○	○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴羽 樹	○	当社の取締役が株式会社ツルハホールディングスの社外取締役に就任しております。	株式会社ツルハホールディングスの代表取締役会長を務めており、経営者として豊富な経験、実績、見識に基づいて事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するためであります。同氏が取締役を務める株式会社ツルハホールディングス及び株式会社ツルハと当社は取引関係がなく独立性が確保されていることから同氏を社外取締役として選任し、かつ一般株主との間に利益相反が生じる虞はないと判断し、独立役員として指定しております。
岡田 元也	—	—	イオン株式会社の取締役兼代表執行役グループCEOを務めており、同社と当社との間で業務資本提携があります。経営者として豊富な経験、実績、見識に基づいて事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反

映するためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より年間の監査計画書の提出を受け、会計監査の都度、監査の状況、内部統制の状況について報告を受けております。決算監査においては、監査概要報告書を受け監査計画書に照らして確認し、実地棚卸に立ち会っております。監査役は内部統制推進課より内部監査計画並びに内部監査方法の提出を受け、定期的に監査結果について報告を受けております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桑島 敏彰	他の会社の出身者							△						
中村 明子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑島 敏彰		——	株式会社シンクラン(旧株式会社アトム運輸)取締役副社長を務めており、企業経営の豊富な経験や実績があり、その幅広い見識を活かして当社の経営を客観的および中立的な立場から評価、監視していただくためであります。なお同氏が取締役を務める株式会社シンクランと当社の間には取引関係はありません。
			弁護士として豊富な専門知識・経験を有するとともに、企業経営を監査する十分な見識を持っている人材であります。同氏は当社との取引関係がなく独立性が確保されていることから、

中村 明子	○	——	同氏を社外監査役として選任し、かつ一般株主との間に利益相反が生じる虞はないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	----	--

## 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的としたインセンティブであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange;">更新</span>	
--	--

上記項目のとおり、取締役、執行役員及び幹部従業員に対して付与。  
 第1回新株予約権(平成21年): 取締役に対して23,500株(内、社外取締役に4,000株)、執行役員及び幹部従業員に対して19,000株  
 第2回新株予約権(平成23年): 取締役に対して8,000株(内、社外取締役に2,000株)、執行役員及び幹部従業員に対して33,000株  
 第3回新株予約権(平成24年): 取締役に対して4,000株(内、社外取締役に1,000株)、執行役員及び幹部従業員に対して14,100株  
 第4回新株予約権(平成25年): 取締役に対して4,000株(内、社外取締役に1,000株)、執行役員及び幹部従業員に対して10,500株  
 第5回新株予約権(平成26年): 取締役に対して7,000株(内、社外取締役に2,000株)、執行役員及び幹部従業員に対して21,800株  
 第6回新株予約権(平成27年): 取締役に対して3,500株(内、社外取締役に1,000株)、執行役員及び幹部従業員に対して9,900株

当社は平成26年5月21日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を実施し、また平成27年5月21日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を実施しております。第4回以前の付与株式数は、平成26年5月21日に実施した株式分割以前の付与数であり、第5回の付与数は、平成27年5月21日付で実施した株式分割以前の付与数であります。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

有価証券報告書、事業報告書において社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。前事業年度の報酬総額は取締役7名に対し156百万円(内、社外取締役2名に対し1百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬限度額は、平成24年8月17日開催の第28回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分10百万円、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議しております。  
 監査役の報酬限度額は、平成15年8月18日開催の第19回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。  
 ストック・オプションについては、株主総会決議により、取締役への割当の上限個数を決定し、各取締役への割当個数は取締役会にて決定しています。  
 退職慰労金については、算定基準について内規で定めており、役位、在任期間等を勘案し算出してあります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議案については、当社の総務部総務課より資料の事前配布を行い、必要に応じて説明するなどのサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は取締役7名(内、社外取締役2名)、監査役3名(内、社外監査役2名)で構成され、毎月1回定例開催し、経営の最高決定機関として法令及び定款に定める事項の他に、経営方針や単年度予算等の重要事項を決定しております。

取締役の任期は、経営責任を明確にする観点から任期1年としており、また、業務執行を行う取締役から独立した客観的視点が経営監視機能の強化及び公正な意思決定に反映される体制を整えるために、社外取締役を選任しております。これに加えて、意思決定・監督と執行の分離によって経営意思決定を迅速化し、執行責任の明確化を図るために執行役員制度を導入しております。

当社は、常勤役員及び執行役員並びに部長で構成される経営会議を置き、原則月1回定例開催しております。経営会議は、取締役会で定めた経営方針に基づく業務全般の基本計画及び執行に関する重要な事項を協議し、その結果を取締役に付議しております。また、取締役会で審議する重要事項の事前協議の他、取締役会から委任を受けた事項の計画や実施の検討及び事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を行っております。

監査役監査については、監査役が取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、取締役の意思決定の状況及び監督義務の履行状況を監視できる体制をとっております。また、監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人及び内部統制推進課から定期的に監査の報告や説明を受け、内部統制推進課は必要に応じて監査役と協力し、相互に監査結果に関する情報や資料の提供を行い、会計監査人の監査にも積極的に協力しております。監査役の中には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者や会社経営等の豊富な経験を有する者が含まれており、監査役が内部統制推進課の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるなど、監査機能を強化する体制を整えております。

当社の会計監査は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。会計監査業務を執行した公認会計士は浜田亘、小出健治であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他6名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の体制が、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方であり、ステークホルダーとの利害を調整しながら、効率的かつ健全な経営を実現するために有効な体制であると考えており、当該体制を採用している理由であります。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事業報告の内容報告に際してビジュアル化を図っております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	主に決算発表(本決算、中間決算)後に実施しております	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画課を担当窓口としております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では経営理念を表している社訓の中に、「クスリのアオキはお客様のためと従業員のためにあります」という文言を入れております。お客様を重視する姿勢は当然の事とし、かつ、自己啓発支援規程や育児休業規程等を制定して従業員が働きやすい環境づくりに努めております。また、企業倫理規程を制定し、法令遵守に基軸を置き、株主、取引先、従業員、顧客並びに地域社会などの利害関係者との信頼関係を維持するよう努めております。更に、株主重視の観点からも安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としており、適時開示にも積極的に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域の医療機関と連携して、生活習慣病を中心として、健康・栄養に関するセミナー、相談会等を催し、健康に関する啓発活動を実施しております。

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「取締役並びに従業員が法令・定款及び社会規範を遵守し、取締役の職務の執行が効率的に行われること」が内部統制システム構築のための基本方針と認識いたしております。このため、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス強化のための指針としているほか、複数の社外取締役を選任しております。このコンプライアンス強化を更に確実にするために平成26年5月21日より内部監査を専門に行う組織として、代表取締役社長の直轄部署である内部統制推進課を設置し、全社的な内部統制機能の強化に向けた取組を推進しております。また、内部統制推進課がコンプライアンス教育等のコンプライアンス全般を担当し、各部署におけるコンプライアンス遵守の状況を監査・報告する体制を整備しております。また、法令上疑義ある行為等について、従業員が直接情報提供を行うことができるように公益通報者保護に関するコンプライアンス・ホットライン運用規程を制定・運用しております。

当社において発生しうる損失の危険(以下リスクという。)を管理する体制を構築し、リスク発生時における対応の迅速化を図ることを目的として、平成19年7月にリスク管理規程及びリスク管理規程細則を制定するとともに、危機管理委員会(委員長:代表取締役社長)を設置いたしました。また、当社において発生しうるリスクの未然防止と事後対応について管理体制を強化するために、内部統制推進課は、当社内における企業倫理・コンプライアンス体制の確立、浸透及び定着に関する指導並びに推進施策の審議を行うとともに、コンプライアンス全般の実施状況のモニタリング並びに当社の新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の審議を行っております。その他、店舗での防犯、防災に関しては、速やかな対応が出来るようトラブル対応マニュアルの周知徹底や緊急連絡網の整備等を行っております。

財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、内部統制報告制度規程を制定し、かつ、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、当該システムの整備を実施しております。内部統制推進課が、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討・承認を行います。監査役会の監査が実効的に行われるために、監査役が内部統制推進課の担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるようにし、取締役、執行役員と年2回以上の個別ヒアリングを実施し、代表取締役、会計監査人とは定期的に意見交換会を開催しております。また、監査役会の意見形成の質の向上のために、社外監査役のうち1名は弁護士とすることを原則としております。取締役の職務の執行が効率的に行われるために、当社では執行役員制度を導入しており、経営の意思決定・監督と執行の分離を図っております。また、取締役会を効率的に運営するために、検討議案は事前に執行役員並びに部長も出席する経営会議にて審議いたしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりをを持たず、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現することにあります。基本方針等については、企業倫理規程、内部統制システム構築の基本方針、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針、反社会的勢力排除規程において定めており、主要な社内会議等を通じてその内容の周知徹底を図るとともに、当社ホームページにも反社会的勢力に対する基本方針として、その主な内容を掲載しております。社内体制としては、反社会勢力に関する業務の総括責任者を総務部長、業務を主管する部署を総務部としております。取引先等の確認に関する業務については、反社会的勢力排除規程にて確認担当部署、確認方法等を規定して実施しております。更に具体的な対応方法については、対応マニュアルも整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

